

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

1 日本標準産業分類の改定の概要

令和5年6月、日本標準産業分類の改定が告示され、**令和6年4月1日に施行予定**とされている。改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」、「」（カンマ）への修正等の設定などとなっている。

2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金

現在設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、「糖類製造業」、「各種商品小売業」、「百貨店」、「総合スーパー」の3種（改定の内容な次の表を参照）。このほか「」（カンマ）の修正により、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となる。

<旧産業分類>

| 中分類 | 小分類 | 細分類 | 項目名 |
|-----|-----|------|---|
| 09 | 095 | | 食料品製造業 |
| | | | 糖類製造業 |
| 56 | 561 | 5611 | 各種商品小売業 |
| | | | 百貨店、総合スーパー その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの) |
| 58 | 589 | 5891 | 飲食料品小売業 |
| | | | コンビニエンスストア |
| 60 | 603 | 6031 | その他の小売業 |
| | | 609 | ドラッグストア ホームセンター |



<新産業分類>

| 中分類 | 小分類 | 細分類 | 項目名 | 変更内容 |
|-----|------|------|--------------|---------------------|
| 09 | 095 | | 食料品製造業 | |
| | | | 砂糖・でんぷん糖類製造業 | 名称変更 |
| 56 | 561 | 5611 | 各種商品小売業 | |
| | | | 百貨店 | 「百貨店、総合スーパー」を分割して新設 |
| | 562 | 5621 | 総合スーパーマーケット | |
| | 563 | 5631 | コンビニエンスストア | 移動 |
| | 564 | 5641 | ドラッグストア | 移動 |
| | 565 | 5651 | ホームセンター | 移動 |
| 566 | 5661 | | 均一価格店 | 新設 |
| | | | その他の各種商品小売業 | 名称変更 |

3 日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント

- 申出を行う関係労使に対して、**現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかを確認**すること。
- **適用対象業種の範囲を変更するものではない場合は改正と取り扱い、適用対象業種の範囲に変更が生じる場合は新設として取り扱うこと。**この場合、**改正と新設とで申出の要件が異なることに留意**すること。
- 改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名及び適用対象業種の範囲の表示については、右表のとおり。

| | 申出 | 決定 |
|----|----|----|
| 改正 | 旧 | 新 |
| 新設 | 新 | 新 |
| 廃止 | 旧 | 旧 |

(旧：旧産業分類、新：新産業分類)